

忘れないで受けてほしい 定期の予防接種

福岡市立心身障がい福祉センター 宮崎 千明

KEY WORDS

- 定期予防接種
- 予防接種法
- 予防接種基本計画
- スケジュール

はじめに

わが国の予防接種は、予防接種法による定期接種と、法に基づかない任意接種に分かれる。予防接種法は、ワクチンで予防可能な疾病の蔓延を予防し、公衆衛生の向上に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を目的としており、法令で対象疾病を指定し、A類疾病についてはその予防接種を国民に対して勧奨し、接種を受けるよう努めなければならないとしている。本稿では予防接種法を概説し、定期予防接種の必要性と課題についてワクチンごとに述べたい。

大きく改正され、予防接種基本計画の策定、定期接種対象疾病の拡大(ワクチンギャップの解消)、副反応報告制度の義務化・一本化、中長期的視点に立った予防接種の評価検討組織の設立などが定められた。

法改正時およびその後新たに追加された定期接種として、小児に対するHibワクチン、結合型肺炎球菌ワクチン(7価、後に13価に)、ヒトパピローマウイルス(human papillomavirus: HPV)ワクチン、水痘ワクチン、B型肝炎ワクチン、高齢者に対する23価莢膜多糖体肺炎球菌ワクチン(PPSV23)がある。

I. 予防接種法

わが国では、平成6(1994)年の予防接種法改正後、新しいワクチンの導入がほとんどなく、諸外国との間の「ワクチンギャップ」が問題になっていた。平成25(2013)年3月末に予防接種法が

II. 予防接種に関する基本的な計画

平成26(2014)年3月末に予防接種に関する基本的計画が定められた。このなかで国は、ワクチンで予防できるワクチンは予防することをうたい、ワクチン

Recommendation of routine immunization.

Chiaki Miyazaki (センター長)